

議案第 7 号

議案第104号 令和 2 年度掛川市一般会計補正予算（第 7 号）に対する附帯決議について

議案第104号 令和 2 年度掛川市一般会計補正予算（第 7 号）に対する附帯決議を裏面のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

提出者

掛川市議会総務委員会

委員長 小沼秀朗

議案第104号 令和2年度掛川市一般会計補正予算（第7号）に対する附帯決議

家代の里地内市有地の売却問題等、これまでの不適切な事務処理や、解決に向けた市長はじめとする執行部の姿勢が、市民の不信感を抱き、信頼を失墜したことは極めて遺憾である。

このため、市民の税金から裁判費用を捻出することは、市民の理解は得にくい状況にある。

しかしながら、多額の損害賠償を請求されており、掛川市と相手方との見解には相違も認められることから、裁判において事実を明らかにさせていくことは重要と考える。

そこで、本市議会は下記事項を強く求めるものである。

記

- 1 掛川市の土地売却から、訴訟にまで発展した一連の問題に対し、市長及び職員に、重大な過失があったと認められた場合は、求償権行使すること。
- 2 誠実に且つ早期に課題解決に全力で努めるとともに、議会に対し経過報告の説明と、市民の皆様に対し必要に応じ説明を行うこと。
- 3 訴訟に至ったことに対し、市長の姿勢を示すこと。

以上、決議する。

令和2年9月1日

掛川市議会